

事件名	歴史教科書翻案事件
判決日・事件番号	東京地判平成 26・12・19（平成 25（ワ）9673）
出典	最高裁HP
事案の概要	被告らが制作・出版する書籍 1、2 が原告の著作権を有する書籍の記述を流用したものであるとして、原告の翻案権及び著作者人格権（同一性保持権、氏名表示権）侵害に基づき被告書籍 1 の出版等の差止め、同書籍の発行者に対する同書籍の廃棄を求め、また、共同不法行為に基づく翻案権侵害に係る損害賠償金及び著作者人格権侵害に係る慰謝料並びにこれらに対する被告書籍 2 の遅延損害金の支払いを求める事案
請求の結論	棄却
関係条文	著 27 条／著 19 条／著 20 条／著 112 条／民 709 条
著作物の種別	言語の著作物
原告著作物	中学校用歴史教科書
著作物性	否定
被告行為	原告が製作した中学校用教科書の記述を被告が無断で翻案した行為
権利の種類	翻案権 氏名表示権 同一性保持権
主な争点	1. 被告各記述が原告各記述を翻案したもののか否か 2. 原告が有する著作者人格権の侵害の有無
判旨	1. 被告各記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、原告各記述と同一性を有するにすぎないから、被告各記述が原告各記述を翻案したものであるということとはできない。 2. 被告書籍によって、原告書籍に係る原告の著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）が侵害されたということもできない。
特記事項	原告HPにて原告が控訴する声明を発表しているが、裁判所HPでは確認できず（平成 27 年 3 月 6 日現在）。
作成者コメント	歴史的事実に関する記述は創作性が認められることが少ない。創作性が認められるとしても、その範囲は狭い。
作成者	近藤 玲子
作成日	平成 27 年 3 月 6 日